

岐阜県議会の活性化改革に関する 調査・検討について

答 申 及び 調査・検討結果報告

平成30年3月22日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する 答申 及び 調査・検討結果報告

平成29年6月21日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、政策提言・立案機能強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、既に中間答申を行った「議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開」、「本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応」、「本会議中継における手話通訳等への対応」及び「政務活動費の使途のインターネット公開」を除く検討課題について、一定の結論に達したため、当委員会の答申及び調査・検討結果報告として提出する。

I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

II これまでの諮問および調査・検討の状況

○平成19～21年度

- ・ H19. 5. 8 議長から諮問
- ・ H19. 7. 3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・ H19. 12. 10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・ H20. 3. 17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・ H20. 7. 9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・ H21. 3. 26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・ H21. 9. 17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・ H21. 12. 14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

○平成23年度

- ・ H23. 6. 21 議長から諮問
- ・ H23. 12. 15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・ H24. 2. 24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・ H24. 3. 22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性に

ついて」ほか5項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成25年度

- ・ H25. 6. 11 議長から諮問
- ・ H25. 12. 3 中間答申：「インターネットによる本会議のライブ中継の実施について」「本会議における議案への賛否状況の公表について」
- ・ H26. 3. 18 答申：「特別委員会のあり方について」ほか2項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成27年度

- ・ H27. 6. 24 議長から諮問
- ・ H27. 12. 21 中間答申：「議員提案条例の運用状況について」「決算審議の充実について」「議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について」
- ・ H28. 3. 24 答申：「参考人招致の積極的活用について」ほか1項目
調査・検討結果取りまとめ報告

Ⅲ 平成29年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	H29. 5. 9 (火)	・委員の改選、正副委員長互選
2	H29. 6. 21 (水)	・議長から諮問 ・運営方針の決定
3	H29. 9. 22 (金)	・議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
4	H29. 12. 13 (水)	・中間答申案（「議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開」「本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応」「本会議中継における手話通訳等への対応」「政務活動費の使途のインターネット公開」）の検討 ・今後の進め方についての検討
5	H29. 12. 14 (木)	・中間答申

6	H30. 2. 26 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案（「常任委員会の開催日程の変更」、 「分割質問方式の拡大」）の検討及び調査・検討結果報告案（「決算特別委員会の審議に基づく意見等の提出」）の検討
7	H30. 3. 22 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申及び調査・検討結果報告

目 次

答 申

(頁)

1. 常任委員会の開催日程の変更について…………… 5
2. 分割質問方式の拡大について…………… 7

報 告

- 決算特別委員会の審議に基づく意見等の提出について…………… 8

【参考資料】

中間答申（平成29年12月14日）

1. 議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開について… 10
 2. 本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応について…… 11
 3. 本会議中継における手話通訳等への対応について…………… 12
 4. 政務活動費の用途のインターネット公開について…………… 13
- 議会活性化改革検討委員会 委員名簿…………… 14
 - 議会活性化改革検討委員会 設置要綱…………… 15
 - 議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)…………… 16

答 申

■ 常任委員会の開催日程の変更について

現在、原則として、全ての常任委員会（以下「委員会」という。）が、同一日程で開催されている。

このため、議員は所属委員会以外の委員会の傍聴は事実上困難であり、他委員会での審議内容を直接把握することはできず、本会議の委員長から報告される主な質疑の内容についてのみ把握している状況である。

また、開会中に開催する委員会では、議案等の付託案件以外の報告案件に時間を要することがあり、年間を通じた委員会の所管事項の十分な調査や施策の評価が必ずしもできていると言い難い状況である。

これらのことから、政策提言・立案機能強化を図るうえで、議員の所属以外の委員会の所管事項についても理解を深めるとともに、委員会が所管事項の調査や評価を十分に行えるようにするために、開会中の委員会の開催日程の変更、閉会中の委員会の積極的な開催が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

政策提言・立案機能強化を図るため、開会中の委員会の同一日程での開催を見直すべきである。また、閉会中についても、委員会を積極的に開催すべきである。

① 実施方法

- ・ 開会中の委員会の開催については、例えば、6委員会を2つのグループに分け、同日の午前、午後にそれぞれ開催するよう開催日程を見直すべきである。
- ・ 傍聴する議員（委員外議員）の発言に関しては、会議規則第67条により、委員会はこれを許可できることとなっているが、所属委員が十分に充実した、かつ円滑な委員会審議を行うことのできるよう、許可は極めて慎重にあるべきと考える（委員会が委員外議員に発言を求める場合を除く。）。
- ・ 委員会のグループ分けについては、傍聴できる委員会が限定されないよう組み合わせに配慮し、年度当初にあらかじめ当該年度分の組み合わせを定めておくことが適当である。
- ・ 閉会中の委員会の開催については、会議規則に規定されている委員会全員協議会を含めて定期に開催されるよう、年間の委員会開催日程をあらかじめ定めておくこととし、開催日程ごとに、委員長が開催するかどうかの判断を行う運用とすべきである。なお、原則として、閉会中の開催（視察を除く）は、定例会の開催

月以外の月とすることが適当である。

- ・閉会中に開催する委員会は、傍聴者の便宜を図るため、あらかじめ議題を設定・公表し、開催することが望ましい。
- ・また、閉会中、緊急に委員会の開催の必要が生じた場合には、従前のおり、あらかじめ定められた日程以外においても、委員長の判断による開催は可能である。
- ・閉会中の委員会の積極的な開催を進めるにあたっては、正副委員長会議等で周知を図ることが適当である。

② 実施時期

- ・平成30年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における委員会の開催状況

○開催方法：全委員会同日同時開催：31団体（66%）※岐阜県含む
委員会を複数に分けて同日同時開催：11団体（23%）
その他：5団体（11%）

うち 開会中のみ同日同時開催：3団体

1日1委員会のみ：1団体

委員会毎の判断：1団体

○閉会中の年間開催日数：1回未満：9団体（19%）

1回以上2回未満：9団体（19%）※岐阜県含む

2回以上：28団体（61%）

うち 6回以上12回未満：8団体

12回以上：3団体

※通年会期制の1団体除く

答 申

■分割質問方式の拡大について

一般質問の質問方式については、平成24年6月定例会（平成24年3月本委員会答申）から議会審議の明瞭化、一問一答方式の導入に向けた検証のため、会派を代表する一般質問（以下、「代表質問」という。）において、分割質問方式を一括質問方式との選択制として導入し、現在まで一部を除き分割質問方式が選択されている。

また、分割質問方式の導入にあわせ、平成27年9月定例会から答弁の順序についても質問順としたことから、傍聴者等から質疑の内容が分かりやすくなったという声がある。

しかし、分割質問方式を選択できるのは代表質問のみとなっており、それ以外の一般質問では選択できないことから、その効果は代表質問のみとなっている。

このことから、議会審議の一層の活性化を図るうえで、質疑の明瞭化による県民等の議会審議に対する理解の深化、関心を高めることは重要であり、そのためにも、すべての一般質問への分割質問方式の導入が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会審議の一層の活性化を図るため、代表質問以外の一般質問においても、従前の「一括質問方式」に加え、「分割質問方式」を選択制により導入すべきである。

① 実施方法

- ・議員は、代表質問以外の一般質問においても、発言を通告する際に一括質問方式と分割質問方式のいずれかを選択することができるようにすべきである。

② 実施時期

- ・平成30年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における質問方式（H29.8月現在）

○一問一答方式または分割質問方式（選択制含む）： 34団体（72%）

うち 一括質問方式との選択制： 27団体

うち 選択制採用 代表質問のみ： 3団体

一般質問のみ： 10団体

両方とも： 14団体

○一括質問方式のみ： 13団体

■決算特別委員会の審議に基づく意見等の提出について

決算特別委員会（以下「委員会」という。）については、平成28年度（平成27年12月本委員会中間答申）から、委員会や本会議の審議において出された意見や提言等（以下「委員会等としての意見等」という。）が次年度の予算編成の参考となるよう、委員会の開催時期を変更したところであるが、制度上認められている委員会等としての意見等を付した議決等をする取扱いは行われておらず、委員の意見を委員長報告に盛り込むのみであり、また、執行部がどのように対応したのかを検証する仕組みにはなっていない。

このため、政策提言・立案機能の一層の強化を図るうえで、執行部に対して、次年度予算の編成等において対応を求める委員会等の意見等を提出し、また、その内容が次年度予算に反映されているかどうかの検証が可能となるような仕組みを作ることが必要ではないかとの観点から、調査・検討を行ってきた。

しかし、執行部に対して対応を求める委員会等の意見等を提出するためには、その前提となる現在の委員会の運営や資料のあり方なども検討する必要があるなどの課題が明らかとなり、より委員会での審議を充実したものにすべきとの議論もあることから、委員会等の意見等の提出の実施の是非についての結論には至らなかった。

よって、以下のとおり報告する。

検討結果：

政策提言・立案機能の一層の強化を図るうえで、執行部に対して対応を求める委員会等としての意見等を提出するためには、委員会においてより詳細かつ掘り下げた審査を行う必要があり、委員会の運営や資料のあり方などをまずは検討する必要があることから、委員会等としての意見等の提出の実施の是非については、引き続き検討することとする。

【 参 考 資 料 】

○中間答申（平成29年12月14日）

1. 議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開について
2. 本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応について
3. 本会議中継における手話通訳等への対応について
4. 政務活動費の使途のインターネット公開について

○議会活性化改革検討委員会 委員名簿

○議会活性化改革検討委員会 設置要綱

○議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

中間答申（平成29年12月14日）

■議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開について

本会議の会議録は平成14年度、常任委員会及び決算特別委員会の議事録は平成24年度（平成24年3月本委員会答申）、また決算を除く特別委員会の議事録は平成28年度（平成28年3月本委員会答申）から、それぞれインターネットで公開している。

一方、本会議等で審議される議案及びその説明資料は、全てが公開されているわけではなく、審議の全ての内容を把握することが困難となっている。

また、議案の説明を受けるため定例会ごとに開催される提出議案に関する説明会（議案説明会）においては、議案の説明のほか、質疑等も行われているが、その資料、議事録はインターネット公開しておらず、審議の内容を確認することは不可能となっている。

これらのことから、議会活動の透明性向上を目指すうえで、議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会活動の一層の透明性向上を目指すため、議案及び説明資料、議案説明会の議事概要をインターネットで公開する。

① 実施方法

- ・全ての議案を議会ホームページにおいて、閲覧できるようにする。
- ・条例その他議案は議会にて掲載処理し、すでに執行部により公開されている予算議案、歳入歳出決算書等は当該ホームページの参照とする。なお、いずれも開会日以降の掲載とし、審議の対象ではない報告案件等は公開しない。
- ・議案の説明資料は、原則、議案説明会における配付資料のみとし、議案説明会の議事概要と同時に公開する。
- ・議案説明会議事概要は、当該定例会の常任委員会議事録等の公開と併せて公開する。

② 実施時期

- ・平成30年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における議案等のインターネット公開状況（H29.8月現在）

○議案：21団体（うち予算議案のみ2団体、概要のみ1団体）

○説明資料：19団体（うち予算議案のみ2団体）

○議案説明会議事概要：7団体

■本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応について

本会議のインターネット中継については、議会活動の透明性向上を図ることを目的に、過去の本委員会の答申により、録画中継を平成22年度（平成21年12月本委員会答申）、ライブ中継を平成26年度（平成25年12月本委員会中間答申）から実施している。

しかしながら、現在はパソコンからの視聴に限られており、広く普及しているタブレットやスマートフォンでは視聴できない状況となっている。

このため、機器の普及状況や県民のニーズを踏まえ、より一層、議会活動の透明性向上を図るため、本会議のインターネット中継（録画・ライブ）をタブレット、スマートフォンで視聴できるようにすることが必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会活動の一層の透明性向上を図るため、本会議のインターネット中継（録画・ライブ）をタブレット、スマートフォンで視聴できるようにすべきである。

① 実施方法

- ・本会議のインターネット中継（録画・ライブ）をタブレット、スマートフォンで視聴が可能となるよう、必要な環境整備を行う。
- ・初期費用、ランニングコスト等の費用が適正となるような仕様とする。

② 実施時期

- ・平成30年度中に実施することが適当である。
- ・実施時期は、システムの仕様やコスト、運用方法等の検討を行ったうえで、議長において判断することとする。

【参考】全国の都道府県における本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応状況（H29.8月現在）

- 対応済み：37団体（うちライブ・録画とも対応：34団体、録画のみ：3団体）
- 未対応：10団体（うち平成30年度対応予定：2団体）

■本会議中継における手話通訳等への対応について

平成28年3月、議員提案により「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」（以下、「条例」という。）を制定したところであり、この条例において、県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めることとされている。

こうした状況の中、本会議においては、傍聴者に対する手話通訳は実施しているものの、本会議のテレビ及びインターネット中継では手話通訳を行っていない。

このため、条例の趣旨に沿い、また議会活動の透明性向上のため、本会議の中継において手話通訳を導入することが必要ではないかとの観点から調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果:

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の趣旨に沿い、また議会活動の一層の透明性向上を図るため、本会議中継において、手話通訳を導入すべきである。

① 実施方法

- ・現在実施しているテレビ、インターネット（録画・ライブ）による本会議中継の全てで手話通訳を導入する。
- ・インターネット（録画・ライブ）による本会議中継をタブレット、スマートフォンによる視聴を可能とする場合には、手話通訳も同様に視聴できるようにする。
- ・試験的な運用として、現在のテレビによる中継の時間帯から導入し、検証を行ったうえで実施手法の見直しや実施時間等の拡充を行う。
- ・手話通訳に限らず、バリアフリー字幕や要約筆記等の他の手段についても導入の可能性を検討する。

② 実施時期

- ・早期に実施することが適当である。
- ・ただし、手話通訳を導入している団体も少なく、また導入手法もさまざまであることから、導入に当たっての技術面やコスト面、運用方法等を十分検討したうえで、議長において導入時期を判断することとする。

【参考】全国の都道府県における本会議の映像配信に際しての手話通訳の対応状況

(H29.8月現在)

○対応済み：13団体（テレビ、インターネット等いずれかで対応）

○未対応等：34団体

■ 政務活動費の使途のインターネット公開について

政務活動費については、近年、他の団体における不正使用が発覚し、社会問題化したところであり、多くの県民が高い関心を寄せている。

岐阜県では、議会活動の透明性向上のため、平成23年12月の中間答申により領収書添付の義務付け、そして平成24年2月の中間答申により使途マニュアルの作成を行うとともに、平成29年度より報告書の電子データ化により、請求があった場合には報告書全ての写しを安価に提供できるようにするなどの取り組みを進めている。

しかしながら、県民の関心は高く、岐阜県においても公金の適正な支出と透明性の確保の面から、政務活動費の使途のインターネット公開が求められている。

このため、より一層の議会活動の透明性向上のため、政務活動費の使途をインターネットで公開することが必要ではないかとの観点から調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果:

政務活動費に対する社会的関心の高まりと議会活動の一層の透明性向上のため、政務活動費の使途をインターネット公開すべきである。

ただし、収支報告書に添付された領収書等全体は膨大な情報量となるため、まず収支報告書のみ公開とすべきである。

① 実施方法

- ・ 議員から提出された収支報告書を岐阜県議会ホームページにおいて公開する。
- ・ 公開する収支報告書を除く領収書等の閲覧及び写しの提供は、現在と同様、「岐阜県議会議員の政務活動費収支報告書の閲覧に関する要綱」（平成25年3月1日議長決定）により行うこととする。

② 実施時期

- ・ 平成30年度中に実施することが適当である。
- ・ 公開する収支報告書は、平成29年度交付分からとする。

【参考】全国の都道府県における政務活動費に係る報告書等のインターネットでの公開状況（H29.8月現在）

○ 収支報告書、事務局作成の一覧表、領収書のいずれかを公開：36団体
（うち領収書を公開又は公開を予定：12団体）

岐阜県議会活性化改革検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属会派	備 考
委員長	足 立 勝 利	自 民	
副委員長	脇 坂 洋 二	自 民	
委 員	岩 井 豊太郎	自 民	
委 員	玉 田 和 浩	自 民	
委 員	早 川 捷 也	自 民	
委 員	藤 墳 守	自 民	
委 員	駒 田 誠	自 民	
委 員	佐 藤 武 彦	自 民	
委 員	田 中 勝 士	自 民	
委 員	太 田 維 久	県 民	
委 員	野 村 美 穂	県 民	
委 員	高 殿 尚	自 民	
委 員	水 野 吉 近	公 明	
委 員	伊 藤 英 生	県 民	
委 員	中 川 裕 子	共 産	

(1 5 名)

岐阜県議会活性化改革検討委員会設置要綱

1 設置及び目的

県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上の方策等を調査及び検討するため、議長の諮問機関として議会活性化改革検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会の委員は、15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 県政自民クラブ | 10人 |
| (2) 県民クラブ | 3人 |
| (3) 岐阜県議会公明党 | 1人 |
| (4) 日本共産党 | 1人 |

3 委員会の運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- (3) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (4) 委員以外の議員は、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- (5) 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 委員会の所管事項を専門的に調査するため、委員会に検討テーマごとに担当主査及び副主査を置くことができる。
- (7) 担当主査及び副主査は、委員長が委員の中から指名する。
- (8) 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (9) 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。
- (10) 会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は、全て委員長が行う。

4 設置期間

委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から調査、検討が終了するまでの間とする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

平成29年6月21日

岐阜県議会活性化改革検討委員会 委員長 様

岐阜県議会議長 村 下 貴 夫

議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

議会の活性化改革に関しては、貴委員会における数次の調査・検討に基づき、委員会傍聴手続の見直し、議案に対する賛否の公表、広報委員会の設置など、具体的な方策を着実に実行してきているところである。

一方で、これまでの調査・検討の過程において、改革の必要性が指摘されながらも実現に至らなかった課題が残されていることから、議会の活性化改革については、情勢の変化に応じた検討を継続していくことが肝要である。

こうしたことから、議会活性化に関する下記の項目について、近年の社会情勢を踏まえ、改めて調査・検討を行うよう求めるものである。

記

- 1 政策提言・立案機能強化を目指した改革に関すること
 - ・ 県政のチェック機能としての役割向上策について
- 2 議会審議の活性化を目指した改革に関すること
 - ・ 分割質問方式の検証・拡大について
- 3 議会活動の透明性向上を目指した改革に関すること
 - ・ 議案等のインターネット公開について
 - ・ 本会議中継の充実策について
 - ・ 政務活動費の透明化について